

～緑の保全分科会からの活動中間報告～

緑の保全分科会代表者 磯貝 猛

* これまでの経過は(作業の流れ)

- (1) 生駒市街地の緑の調査を兼ねて、主要な眺望点から「緑の帯」の実態を調査し、記録写真および地図上での確認を行う。
- (2) 市街化区域内の「緑」を地図上(1/2500)に着色し、緑の集合体がラダー状態になっていることも確認しながら作成した。また寺社林と考えられる区域等の位置も地図上で確認した。
- (3) 「杜さん」の現地調査も一部着手でき、その地主さんの本音も聞くことができた。これからも新しい形での調査継続予定！
※ 少人数による調査には限界があり、新たな調査体制づくりが必要
- (4) 調査結果:市街化区域内に多くの樹林が残されているが、宅地開発化により「緑の帯」が途切れている地域も確認した。
- (5) 現状の多くの樹林を保全するため、また「緑の住宅都市:生駒」を守るためにも、私たち「緑の市民委員会」が「樹林保全のルールづくり」に向けて第一歩を踏み出す必要があると考えます。

「樹林保全のルールづくり」に向けての確認事項

- 地図上の「緑の帯」の現地調査とその記録により今後の対策および「緑の保全ルール」の必要性等について委員会で検討を行うに際し、次の点を確認しておく必要がある。

(1) 市民の共通認識づくりのために

- ① 市中南部の「減少樹林分布図Ⅱ」の作成（※「緑の基本計画」p67 図を I とする）
- ② 市中南部の写真(CG加工)による「樹林保全に関する無策図」の作成
- ③ 歴史・文化の緑の観光マップ作成

(2) アンケート等による地主さんの意向調査確認に向けて

- ① アンケートに先立ち、委員の皆様や行政側からの紹介で地主さんのお話が聞ければ、今後の「地主さんへの問いかけ方」が理解しやすくなる。（支援の具体策が明確にしやすくなると思われる。）
- ② アンケートの手法・内容について調査、検討する。（記名？無記名？管理の支援方法、樹林バンク制度の紹介、その他：アンケート発信者を誰にするかなど）

(3) 保全方策の検討に対する諸費用(上記(1)の資料作成費を含めて)に関して予算化が必要と思われるが「緑の基金」や「森林環境税」の活用方法の可能性を、委員会でも検討しておく必要があります。

地主さんとの協定書等の各種制度に関しては、委員会と行政側とで事前の検討を深めていくことが必要。

(※「緑の保全分科会」による『協定イメージ』:後述)

(4) 行政へのお願いと要望

1. 市の職員さんで「緑の保全」に直接関係または間接的に関係しそうな地主さんを紹介していただく。
 2. 「緑の保全」に関して、地主さんとの事前検討などを踏まえて協定書(案)のタタキ台(担保期間とか、補助金?ほかのメリットも含めて)を作成し、委員会で協議することになると考えています。
 3. 市街化区域の緑(樹林)は、法的には残るものではなく、開発される際に「公園・緑地」が新たに創設されることが基本です。今、議論している『保全』に対する行政の基本的な考え方をお聞かせ願えれば、今後の参考になります。
(保全(保護)の基準や関係する「ルール作り」等についての基本的な考え方は?)
 4. 次年度以降の「緑の保全分科会」活動のための予算化について
[緑の保全部会が担えるノウハウ・費用を超えそうな事項]
 - ① 航空写真による過去～現在に至る「減少樹林分布図」の作成費
 - ② 樹林が保全されなかった場合の中南部地域の将来景観作成費(CG化)
 - ③ 地主さんや市民への意向調査アンケートの諸費用
 - ④ 杜さんの別働隊組織による継続調査や歴史・文化の緑の観光マップ作成に係る諸費用
[すぐにも取り組める・すでに取り組んでいる実働への支援]
 - ⑤ ボランティアによる緑化保全活動のための作業用備品ほか諸費用
- * その他委員会への提案(主に委員長、副委員長への要望)
- (1) 市民の森(〇〇さんの森)の制度化に向けて、各種条件等ルールづくりが必要かと考えておりますが、他の地域での参考例はありませんか?
 - (2) 地主さんへのアンケート内容や直接意見交換をされた例やほかこの件で注意すること・・・とかいろいろな知恵をお借りしたい。

附)「市街化区域内樹林の保全」のための協定イメージ(たたき台)

*「緑の保全分科会」のメンバーの調査途上での雑談を取りまとめた段階です。

◆[地主さん・市民の森運営管理団体(樹林バンク)・市長(行政)による3段階の協定]

【協定A】: 寺社林、屋敷林など今後の保全が担保された樹林に関する協定

- 市民のだれにも親しまれた美しい森として顕彰します。今後とも大切にしてください。(顕彰型)
- 顕彰標のみ

【協定B】: 地主さんが「当分の間(5~10年程度?)は残すだろう」と考えている樹林に関する協定

- 市民の森(“〇〇さんの森”)に認定します。必要に応じ管理のお手伝いもします。(一緒に守りましょう型)
- 認定標、基本管理の一部助成(管理助成金 or 管理ボランティアの派遣)

【協定C】: 市民が「長期間(10~20年程度?)残って欲しい」と考えている樹林に関する協定

- 市民の森(“〇〇さんの森”)に指定します。市民の憩いの森としても活用できるようご協力願います。(協力お願い型)
- 指定標、管理の負担(≒固定資産税)

* A. B. Cとも、地主さんからの申し出型がなじみやすい